

合特法と合理化事業について

○ 合特法とは

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法
(昭和 50 年 5 月 23 日制定)

【合特法の趣旨】

下水道の整備が進み、浄化槽や汲み取りの世帯が減少することで、し尿等の収集・運搬業者が影響を受ける。法令の中で市町村は、合理化事業計画を策定することができるとされており、事業者の経営安定や計画的な転廃業のための合理化事業を実施し、自治体の責務として適正なし尿等の収集・運搬体制を維持することを目的とする。

○ 合理化事業が必要となる市町村

委託・許可を問わず、民間業者による収集・運搬体制を採用している市町村は、業者を支援することにより収集・運搬体制を確保し、適正なし尿等処理を実施する必要がある。

○ 合理化事業の定義と内容

《法律上の定義》

下水道の整備等によって受ける著しい影響を緩和し、経営の近代化及び規模の適正化を図るための事業で、合理化事業計画を策定した上で実施する。

(合特法第 3 条第 1 項、第 5 条)

上記のとおり規定されているが、具体的な合理化事業の内容は明記されておらず、全国の市町村においても合理化事業計画を策定した上で合理化事業を実施した事例は非常に少ない。各市町村が試行錯誤しながら「合特法の趣旨に則った」合理化事業を実施してきたのが実情である。

【合理化事業の内容】

- (1) 事業転換のための援助（代替業務の提供）
- (2) 転廃交付金等の交付
- (3) 職業訓練の実施、就職の斡旋
- (4) その他自治体独自の対策

し尿等の収集・運搬に代わる業務を委託又は金銭を交付し、業者の転業、合理化による規模の縮小を図りながら適性な収集体制を維持していく施策を行う。